

令和6年11月28日  
大学院入学者選抜ワーキンググループ

# 大学院入学者選抜の動向について

# 大学院入学者選抜実施要項の経緯について

## ○ 昭和46年7月12日付け

## ○ 平成12年5月11日付け

- 大学審議会答申「大学院入学者選抜の改善について」(平成11年8月9日)等を踏まえた改訂
- 出願資格の記載の簡素化
- 選抜期日を原則として7月以降とし複数回実施可
- 調査書及び指導教員の推薦状を必要書類から除外
- 学生の流動性の向上及び社会人の受験機会の拡大の観点から、大学長経由ではなく自らの出願とする 等

## ○ 平成20年5月29日付け

- 障害のある者等への配慮
- ミスの防止、公正性の確保等を追記 等

2040 年を見据えた大学院教育のあるべき姿  
～社会を先導する人材の育成に向けた体質改善の方策～ (審議まとめ)  
(平成31年1月22日 大学分科会) 抜粋

### 3. 大学院教育の改善方策

#### ⑤ 優秀な人材の進学促進

##### (入学者選抜の改善)

優秀な人材を大学院の各課程に受け入れるに当たって、入学者選抜の在り方を工夫することは重要である。平成 17 年大学院答申においては、入学者選抜について「各大学院においては、それぞれの人材養成目的や特色に応じてアドミッション・ポリシー(入学者受入れの方針)を明確にし、公表するとともに、それを適切に反映した入学者受入れを行えるよう、選考の方法や時期等について工夫を行うことが必要である」とされている。

現在、学士課程段階においては、「入学者受入れの方針」に応じた人材を確保するため、大学の講義体験後のレポート提出やグループ討論等を通じ、論理的思考力や課題探求力、独創性等を評価する手法を取り入れ、単なる学力試験や面接にとどまらない多様な入試方法が展開されつつある。大学院においても、博士課程教育リーディングプログラムの例に見られるように、企業人が参加する数日間のセミナーを活用した選抜が行われているような例も出てきている。

各大学は、多様な事例も踏まえつつ、「学位授与の方針」の策定・見直しに合わせて「入学者受入れの方針」の内容や選抜方法等の再検討を行うとともに、引き続き「入学者受入れの方針」に沿った大学院入試改革に取り組むことが求められる。こうした取組を後押しできるよう、国は、「大学院入学者選抜実施要項」の見直しに着手する必要がある。

## ○ 改正の概要

### 「三つの方針」の策定・公表の義務化

大学院は、当該大学院、研究科、又は専攻ごとに、その教育上の目的を踏まえて、「三つの方針」を定め、公表するものとする。（第165条の2第1項関係）

## ○ 留意事項

### 1. 「三つの方針」の策定・公表の義務化について

(1) 今回の改正は、各大学院における「三つの方針」について、その策定及び公表を法令上義務付けたものであり、改正省令第1条の施行日である令和2年4月1日以後、全ての大学院において、「三つの方針」が策定、公表されている必要があること。なお、「入学者受入れの方針」の策定、公表は平成23年に義務化されていること。

(2) 各大学院においては、「三つの方針」の策定・公表に当たっては、「未来を牽引する大学院教育改革～社会と協働した「知のプロフェッショナル」の育成～（審議まとめ）」（平成27年9月15日中央教育審議会大学分科会）及び「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン」（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）（以下「ガイドライン」という。）を参考の一つとして取り扱うとともに、形式的ではなく内容の伴う記述であること、「三つの方針」の相互の関連性が意識されていることが期待されること。なお、学校教育法施行規則第165条の2に規定される「卒業又は修了の認定に関する方針」、「教育課程の編成及び実施に関する方針」及び「入学者の受入れに関する方針」は、それぞれガイドラインにいう「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」と同じ意味内容を指すものであること。

(3) これまで自発的に「三つの方針」を策定してきた大学院においては、上記(2)や運用状況を踏まえて再点検することが強く期待されること。また、策定又は再点検した「三つの方針」を踏まえ、必要に応じて教育研究組織の在り方や定員設定に関する見直しを行うことが期待されること。

## 03 学生本人への動機づけ

- ・「未来の博士フェス」やロールモデルのPR等を通じて、博士人材として社会で活躍する魅力を発信
- ・初等中等教育段階での探究学習やキャリア教育の充実、学部等学生向けのキャリア支援など、早期からの取組により、博士課程進学モチベーションを向上



### 1 博士人材の魅力の対外的な発信

- ・学生間の切磋琢磨、ネットワーク形成に資する、「未来の博士フェス」の定期開催
- ・「スーパーサイエンスハイスクール (SSH)」での博士人材の積極的採用や『博士教諭』としての活躍促進(再掲)
- ・社会で活躍する博士人材や世界トップレベル研究者のロールモデル事例の収集・PR

### 2 早期からの取組

- ・特定の分野に優れた意欲・能力を持つ児童生徒の能力を更に伸ばす取組の推進
- ・高等学校段階における先進的な理数系教育の推進
- ・課題発見・解決能力等を育む探究学習の充実  
(自然科学・人文科学・社会科学系等の多様な資料・データを活用した学習を含む。)
- ・初等中等教育段階における体系的・系統的なキャリア教育の推進
- ・学部等学生向けの博士課程進学に関するキャリア支援の促進
- ・学部段階から大学院を知ることができる取組の促進
- ・3つの方針(アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー)を踏まえた大学入学者選抜の充実



# 情報公表に関する制度改正について（学校教育法施行規則改正）

○ 入学者選抜、外国人留学生数及び大学院の学位授与の状況に関し、教育研究活動に関する情報の一層の公表を促進するため、下記の提言等を踏まえ、各大学等が公表すべき情報を法令上に追加。

- (1) 「大学入試のあり方に関する検討会議 提言」（令和3年7月8日 大学入試のあり方に関する検討会議）
- (2) 「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ（第二次提言）」（令和5年4月27日 教育未来創造会議）
- (3) 「人文科学・社会科学系における大学院教育の振興方策について（審議まとめ）」（令和5年12月22日 中央教育審議会大学分科会）
- (4) 「博士人材活躍プラン～博士をとろう～」（令和6年3月26日 文部科学省）

公表事項	(1) 入学者の選抜に関すること	(2) 外国人留学生の数に関すること ※科目等履修生等を含む	(3) 標準修業年限以内で修了した者の占める割合 その他学位授与の状況に関すること ※大学院のみ
備考 (公布通知 において示 している事 項)	<p>○「入学者の選抜に関すること」として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学力検査等の内容や試験問題に関する情報</li> <li>・合否判定の方法や基準</li> <li>・合理的配慮の提供に関する対応方法（相談窓口、事前相談・申請方法、受験上の一般的な配慮例等） (原則として公表する事項)</li> <li>試験問題、解答・解答例や出題意図</li> </ul> <p>○その他、公表が望ましい事項：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入試方法ごとの受験者数/合格者数/入学者数、</li> <li>・過去の年度の入学志願者数/受験者数/合格者数、</li> <li>多様な背景を有する者への支援制度</li> <li>・大学の実情にに応じて、多様な学生の受入れ状況 (例：年齢、性別（学部等ごと）、国籍等)</li> </ul>	<p>○「外国人留学生の数に関すること」として、 下記の事項を想定（※いずれも学校基本調査の調査事項に沿った内容を想定）：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本科における外国人留学生の数</li> <li>・専攻科・別科における外国人留学生の数</li> <li>・科目等履修生等のうち外国人留学生の数</li> </ul> <p>○その他、公表が望ましい事項：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人留学生の入学者の数、卒業又は修了した者の数</li> <li>・外国人留学生の進学者数、就職者数</li> <li>・外国人留学生の出身国・地域別内訳</li> <li>・日本人の留学生の数</li> </ul>	<p>○「標準修業年限以内で修了した者の占める割合」：ある年度に入学した者のうち、標準修業年限以内で修了した者の割合</p> <p>○「その他学位授与の状況に関すること」として、 下記の事項を想定：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・標準修業年限以内で修了せずに退学した者の割合</li> <li>・標準修業年限以内で修了していない上記以外の者の割合（例：長期履修学生、留年生等）</li> <li>・学位を取得するために要した年数ごとの修了者の割合や学位取得に要した平均年数</li> <li>・個人情報に配慮した上で、標準修業年限以内で修了していない者について、修了していない原因</li> </ul> <p>○公表が望ましい事項：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・修了者の進路の全体状況（修了者を分母とする進路ごとの割合等）</li> <li>・公表した数値の分析・解説</li> </ul>

○ **学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）【改正後の条文】**

第七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

一～三 (略)

**四 入学者の選抜に関すること。**

五 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数、進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況並びに外国人留学生の数に関すること。

六～十 (略)

2 (略)

3 大学院（第二号については、専門職大学院を除く。）を置く大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項についての情報を公表するものとする。

一 研究科、専攻又は学生の履修上の区分ごとの、当該大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合その他学位授与の状況に関すること。

二 大学院設置基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たつての基準に関すること。

4・5 (略)

【スケジュール】 令和6年9月30日 公布 令和7年4月1日 施行

## ■背景

- 大学院（修士課程、博士課程）の入学者選抜においては、受験希望者に対する事前相談の機会が設けられることが多い。
- ある大学院において、問題作成、採点に関わる教員が、事前相談において、特定の受験希望者に対し、入試問題と類似する問題事例を事前課題として提示及び受験指導を行った事案が発生。

## 留意点

- ✓ **事前相談において、不適切な行為が行われないように透明性を確保することが重要。**

## ● 試験実施前の工夫

- ▶ 事前相談の範囲等の**ルールの明確化**。
- ▶ 事前相談のルールを**分かりやすく公表**し、当該**ルールに基づいた対応**を行う。

## ● 試験当日～採点時の工夫

- ▶ **複数人による評価**を行う。
- ▶ **事後の検証**ができるよう、評価の**プロセスを残しておく**。

（参考）「大学入学選抜の公正確保等に向けた方策について（最終報告）」（令和元年5月31日）

○大学入学選抜が公正なものとして広く社会から理解を得られるために、必要な事項を整理。  
（大学院入学選抜についても基本的な考え方は同様）

- ① 合理的で妥当な入学選抜の実施方針・方法等を具体的に定めること
- ② ①を社会に公表し、周知すること
- ③ ①を遵守して、入学選抜を実施すること
- ④ 入学選抜の実施結果の妥当性を説明できること

# 大学入学者選抜に係るミスの防止について（大学院）

- ✓ 毎年、文部科学省より「大学入学者選抜の実施に係るミスの防止について（通知）」を通知（令和6年度は9月19日付け6高大教第37号大学教育・入試課長通知により発出。）。
- ✓ **本通知は学部だけではなく大学院入試も対象**としており、**入試ミスの防止や早期発見に向けた対応が各大学院においても求められる。**

## 通知の概要

- ✓ 出題・合否判定ミス等がないよう、以下留意しつつ、より一層**入学者選抜の円滑な実施に万全を期すること**
- ✓ 近年の事例を参考にしつつ、**入試ミスの防止及び早期発見に努めること**
- ✓ ミスが生じた場合は、**受験生等への情報提供を含め必要な対応を行い、文部科学省大学入試室に対し、第一報とともにできる限り速やかに報告様式に基づく報告書を提出**すること

### <実施体制の構築>

- 学長のリーダーシップの下、入試担当の理事、副学長等が入試業務全体を統括し、各学部等の入試担当と密接に連携するなど、入学者選抜業務全般に係るガバナンス体制を構築
- 入学者選抜のプロセス全体を把握した上で、マニュアルの作成等により、業務全体のチェック体制を確立
- チェック体制を不断に点検し、入学者選抜に関わる全ての者にそれぞれの業務内容を周知徹底 等

### <試験問題の点検> <試験の実施>

- 試験実施前だけではなく、試験実施中及び実施後においても作題者以外の者を含めて二重、三重に点検
- 学習指導要領、設定した出題範囲との関係について確認
- 問題の文面だけでなく、内容や条件設定についても確認（受験者の立場に立ち、解答が導き出せるかなどについて点検）
- 教職員が一体となり、緊急時の対応も含めた迅速性のある全学的な連絡体制を確立し、円滑な試験実施に努める 等

### <採点・合否判定>

- 解答や電算処理のチェック体制を確立し、点検・確認。電算処理については、予定していた処理が実際に実行されていることも確認
- 合否判定結果の公表等においては、追加合格者の決定も含め、複数の担当者により二重、三重に点検 等

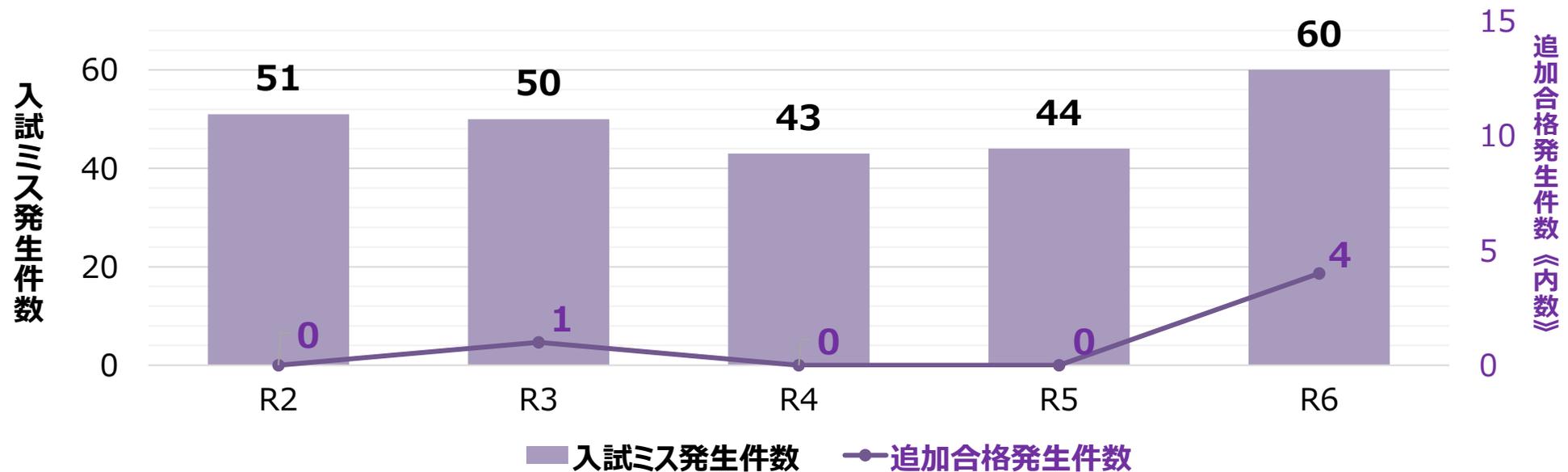
### <ミスへの対応>

- 外部から入学者選抜におけるミスに係る指摘等があった場合には、速やかに作題者以外の者も含めて組織的な体制で検証を実施するなど、適切に対応
- ミスが生じた場合には、受験者に丁寧に対応するとともに、ミスが生じた原因を分析し、再発防止策を策定し、入学者選抜に関するマニュアル等の改善を行うなど、ミスの再発防止に努める 等

# (参考) 大学院入学者選抜におけるミス件数の推移・事例

## ■ 大学院入学者選抜におけるミス件数の推移 (直近5年度)

※過年度の「大学入学者選抜における出題・合否判定ミス等の防止について(通知)」に基づく各大学からの報告件数を集計(令和6年10月現在)



## ■ ミスの事例

### <問題出題に関するミス> 入試ミス報告の中で最多

- 問題文中に誤記が存在し、結果として正答が複数導ける状態になってしまった
- 問題の前提条件の設定が不十分で正答が導けなかった 等

### <試験実施に関するミス>

- 予定している内容とは違う方法を募集要項に記載してしまった
- 募集要項に記載した内容と異なる方法(試験時間等)で入試を実施してしまった
- 誤って解答例が記載された問題用紙を配付してしまった
- 過年度の問題用紙を誤って配布してしまった 等

### <採点・合否判定に関するミス>

- 英語力検定試験スコアを換算する際、計算式の設定誤りにより、募集要項に記載の配点と異なる配点で成績集計を行ってしまった
- 誤った正答表を用いており、正しく採点ができなかった 等

### <その他のミス>

- 出願資格がない者の受験を認めてしまった
- 合格発表で誤った受験番号を掲示してしまった
- 予定時刻より前にWebサイト上で合格者発表を行ってしまった
- 試験問題の一部が、大学構成員(大学からアカウントが付与されている学生及び職員)に閲覧可能な状態となっていた 等

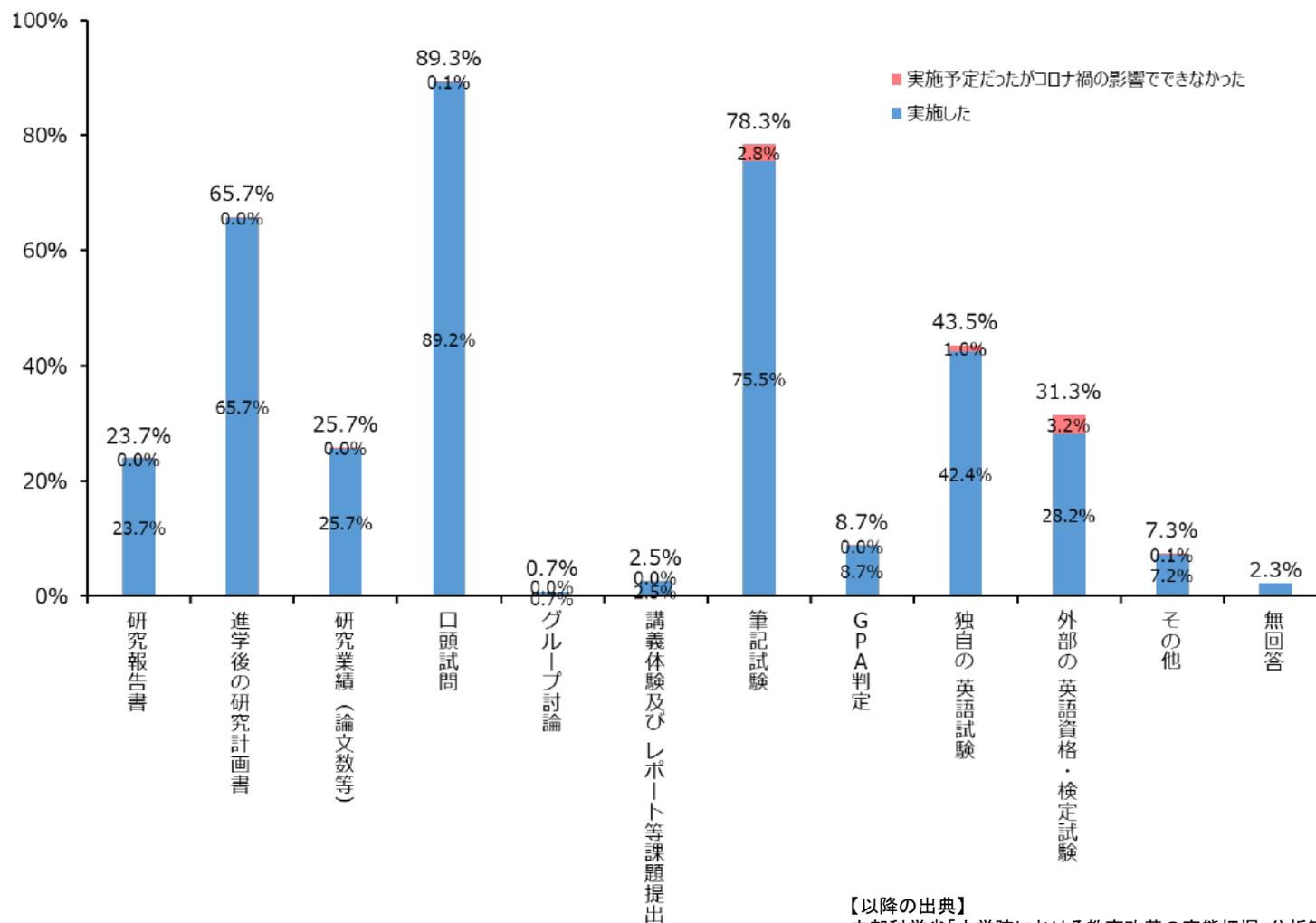
# 大学院入学者選抜の状況について①

## 2-13 入試の状況

各課程への入学試験の項目について聞いた。

入試項目は、「口頭試問」「筆記試験」「進学後の研究計画書」の割合が高い。

図表 2-64 各課程への入学試験の項目 (n=6,062)

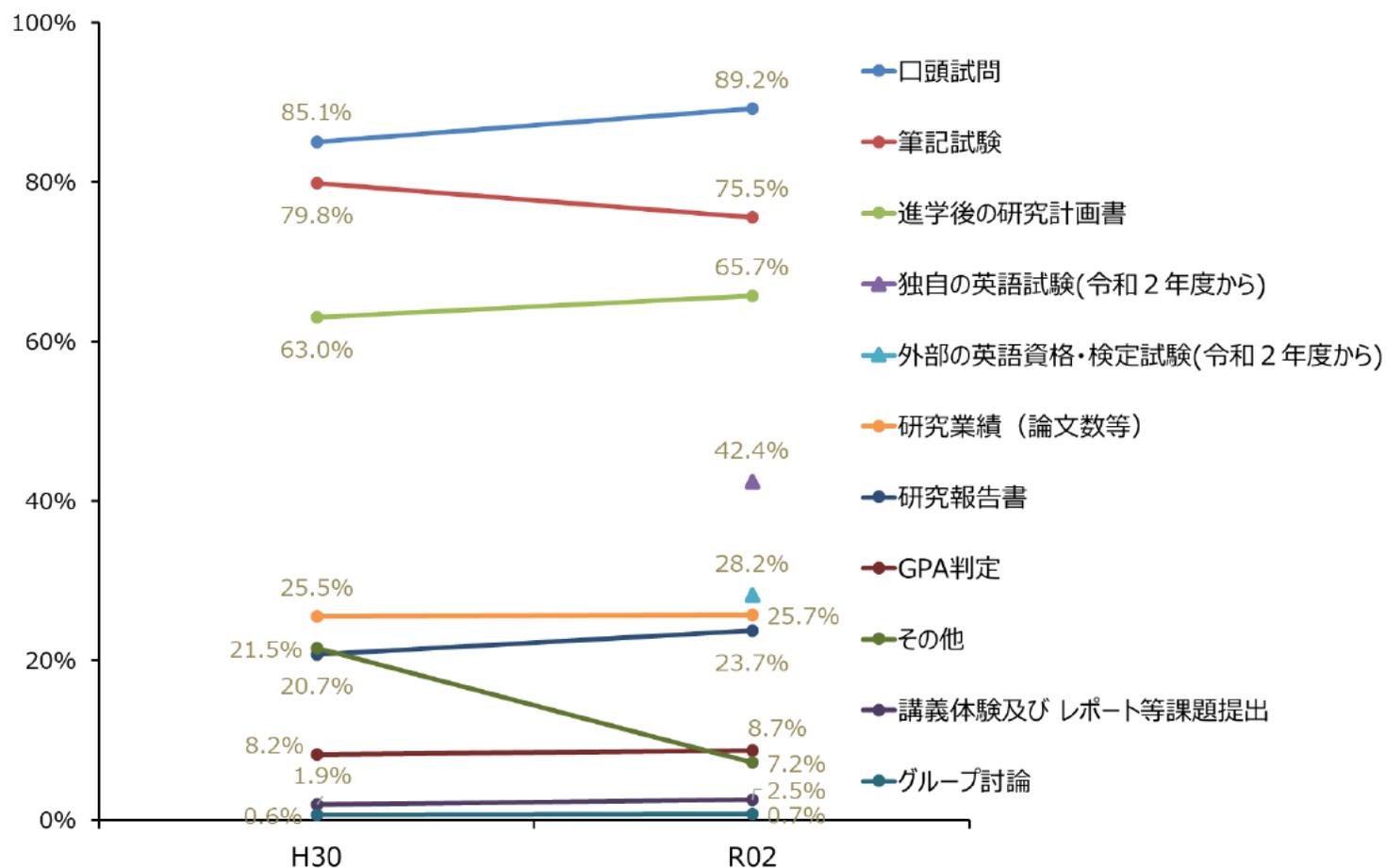


# 大学院入学者選抜の状況について②

## 2-13-1 時系列推移

時系列で見ると、「筆記試験」「その他」を除き、全体的に増加傾向にある。

図表 2-69 各課程への入学試験の項目の時系列推移



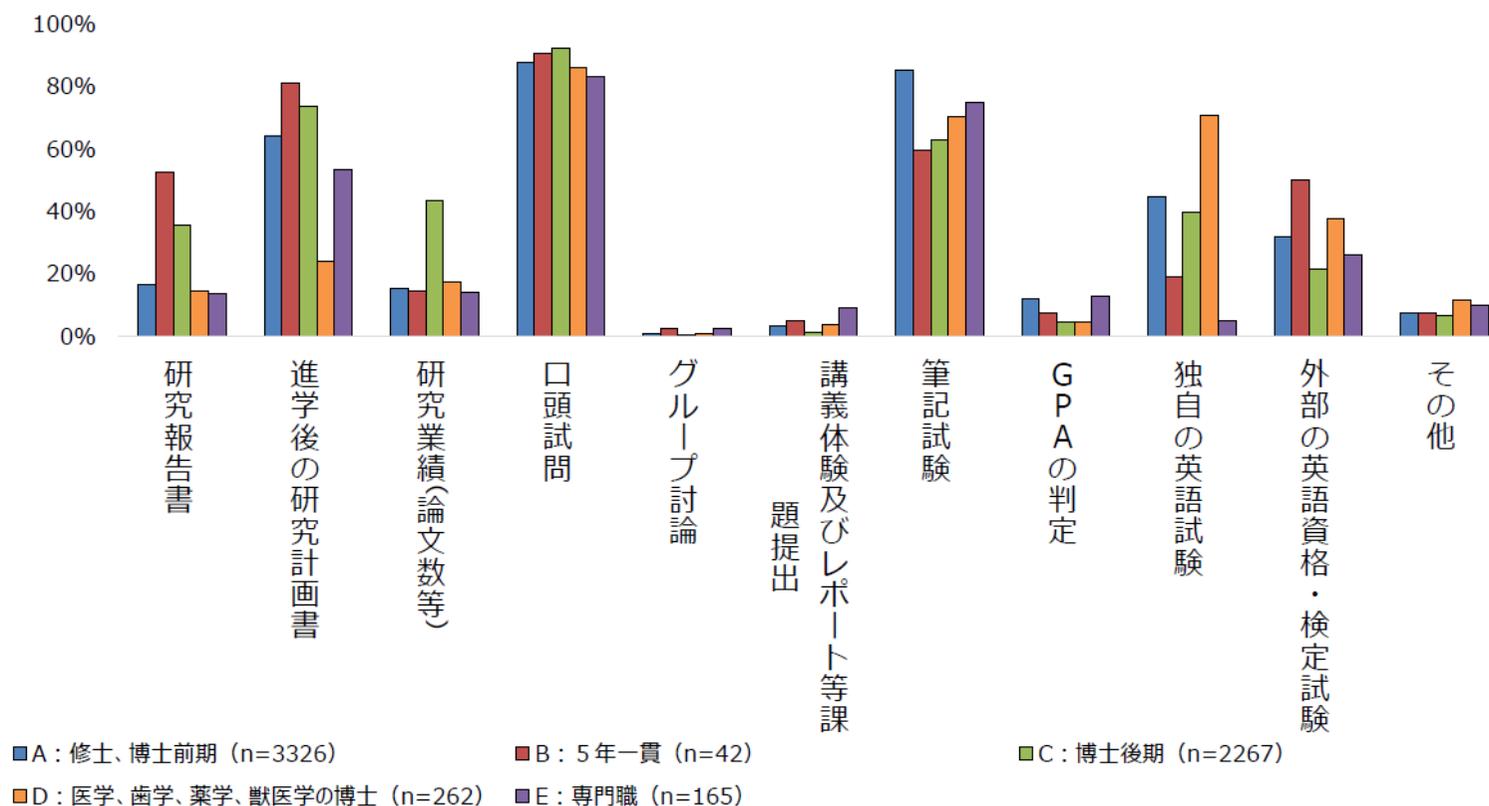
※令和2年度のデータについては「実施した」の割合。

# 大学院入学者選抜の状況について③

## 2-13-2 課程別

「口頭試問」が全課程を通じて高い。「筆記試験」は「修士、博士前期」で高く、「独自の英語試験」は「医学、歯学、薬学、獣医学の博士」で高い。

図表 2-70 課程別 各課程への入学試験の項目



## 大学院入学者選抜の状況について④

### 2-13-3 分野別

入学試験の項目としては、「口頭試問」は各分野とも高い割合となっている。「進学後の研究計画書」は「人文科学」「社会科学」で高く、「独自の英語試験」は「保健」が高い。

図表 2-75 分野別 各課程への入学試験の項目

